

05

➤ 推進体制と進行管理等

推進体制と進行管理等

1. 推進体制

本計画は、市民生活や事業活動、ひいては、まちづくりとの調和に基づきながら、進めていくことが重要です。

そのため、市域や事務事業の各側面に応じた取組について、三役及び全ての部局長で構成される「秦野市地球温暖化対策推進本部（本部長：市長）」により、全庁的な体制を構築するとともに、多様な主体との協働を生かした実効性の高い計画として推進していきます。

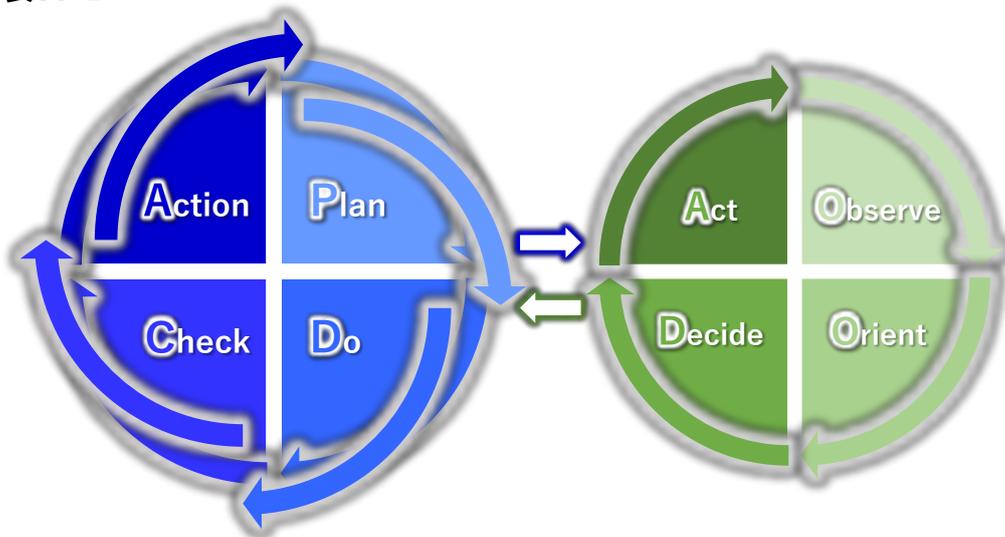
2. 進行管理

新型コロナウイルス感染症のパンデミックなど、誰もが予想しえなかったVUCA¹⁷の時代に突入する一方で、2030年SDGsやパリ協定の達成、さらには、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、各方面からのオープンイノベーションや行動・意識の变革による様々なブレークスルーが想定されます。

そのため、進行管理はPDCAサイクルを柔軟に運用するとともに、適時の状況判断に有効とされるOODAループ¹⁸を取り入れるなどしながら、各編に設定したKPI及び総合指標によって行います。

また、評価に当たっては、附属機関である秦野市環境審議会において、各年度の取組状況を「環境報告書」に包含して報告し、客観的かつ専門的な指摘や助言等を受けることとします。

➤ 図表05-1



3.重要業績評価指標(KPI)及び総合指標まとめ

区域施策編		基準値	目標値	
		2020年度	2025年度	2030年度
KPI	I 排出抑制策『イノベーションやライフスタイル・ワークスタイルの転換』			
	【I-I 産業部門】 脱炭素イノベーションに係る「産・学・金・公」連携事業数	—	3事業 【検討・合意】	1事業 【事業化】
	脱炭素コンソーシアム(仮称)の組織による情報交流及びセミナー等の開催	—	2回/年	4回/年
	【I-IIA 民生(業務)部門】 COOL CHOICEに賛同する事業者数	—	460社	920社
	【再掲】脱炭素コンソーシアム(仮称)の組織による情報交流及びセミナー等の開催	—	2回/年	4回/年
	【I-II B 民生(家庭)部門】 環境配慮行動が生活の質を高めたと感じる市民の割合	—	60%	70%
	「はだの環境未来会議(仮称)」におけるゼロカーボンアクションの提案数	—	1提案	2提案
	【I-III 運輸部門】 ノーマイカー通勤・時差出勤を実施した事業所数	30社・団体	30社・団体	30社・団体
	公共交通の利便が高まったと感じる市民及び事業者の割合	—	60%	70%
	【I-IV 廃棄物部門】 ごみの総量に占める資源化量(中間処理後の資源化量を含む)の割合	30.6%	34.7%	35.0%
	市民一人1日当たりの総ごみ排出量	825.5g	804.2g	803.1g
	II 吸収・固定化策『適切な緑の整備等による吸収源の拡充』			
	森林整備面積(累計/水源の森林エリア(奥山を除く))	15.71ha	125ha	250ha
	秦野産木材の活用(快適な住まいづくり補助金事業を対象)	41.4m ³	70m ³	120m ³
指総 標合	市域の事業及び経済活動から発生するCO ₂ 排出量の削減 (2013年度比46%削減)	865千t-CO ₂ 【2013年度】	666千t-CO ₂ (▲23%)	470千t-CO ₂ (▲46%)
適応策編				
KPI	III 分野別適応策『自然災害等からあらゆる命と暮らしを守る』			
	【III-I 自然生態系分野】 動植物モニタリング調査(6河川)による指標種数	43種	43種	43種
	【III-II 自然災害分野】 防災講演会等の参加者数	1,550人	4,300人	4,300人
	雨水管きよ整備延長	58,162m	59,988m	60,822m
	【III-III 健康分野】 クールシェルター対象施設数	59か所	64か所	69か所
【III-IV 農林業分野】 気温上昇に適応できる農作物栽培農家数の割合	9.2%	12%	15%	
事務事業編				
KPI	IV 行動改善・V 業務改善『率先行動により公共資源を賢く生かす』			
	【IV 率先行動の徹底】 温暖化を理解し「じぶんごと化」している職員の割合	—	70%	80%
	【V 環境配慮型業務への転換】 PPAモデル(自立・分散型エネルギーシステム)の導入件数	—	3件	5件
	低排出係数(0.37kg-CO ₂ 以下)電力の導入施設数	(P53参照)	2施設	4施設
	次世代自動車(EV・HV・PHV・FCV)の導入割合	5.3%	10%	20%
	公共施設のLED導入割合	4.9%	48.5%	78.6%
指総 標合	市役所の事務及び事業から発生するCO ₂ 排出量の削減 (2013年度比35%削減)	33,594t-CO ₂ 【2013年度】	27,715t-CO ₂ (▲17.5%)	21,724t-CO ₂ (▲35%)

こどもも、おとなも取り組む姿勢は一緒です。

いま、世界の国々あるいは多くの関係機関によって、地球温暖化をはじめとする様々な環境問題の解決に向けた取組が進められています。しかし、元を辿れば、誰かが「気づき・調べて学んで・話し合い考え・行動に移す」ことから始まったものです。

大切なのは、こうした一人ひとりの意識がみんなの意識につながっていくこと。

こどもたちは「今から未来」に向ってできることを、おとなたちは一歩進んで「未来から今」を見つめて、してあげられることを、気づき・調べて学んで・話し合い考え・行動に移してみましょう。

こどもも、おとなも取り組む姿勢は一緒、みんなが同じ未来を描くことができたら大成功！

※P20「思考法の転換」参照



【様々な取組を表すメッセージロゴ】



【出典】環境省（こども環境白書から抜粋）

documents

- 関係法令(抄)
- 各種意見聴取の結果
- 計画策定の経過等
- 用語解説

1.地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）

【カーボンニュートラル及び地域脱炭素化促進事業に係る改正を中心に抜粋】

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることに鑑み、地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の量の削減等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

第二条（略）及び2～5（略）

6 この法律において「地域脱炭素化促進事業」とは、太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、地域の自然的社会的条件に適したものの利用による地域の脱炭素化（次条に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、地域の自然的社会的条件に応じて当該地域における社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出の量の削減等を行うことをいう。以下同じ。）のための施設として環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるもの（以下「地域脱炭素化促進施設」という。）の整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であって、地域の環境の保全のための取組並びに地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を併せて行うものをいう。

7（略）

（基本理念）

第二条の二 地球温暖化対策の推進は、パリ協定第二条1(a)において世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏二度高い水準を十分に下回るものに抑えること及び世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏一・五度高い水準までのものに制限するための努力を継続することとされていることを踏まえ、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、我が国における二千五十年までの脱炭素社会（人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。）の実現を旨として、国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間の団体等の密接な連携の下に行われなければならない。

第三条～第十八条（略）

第四章 温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策

（国及び地方公共団体の施策）

第十九条 国は、温室効果ガスの排出の量の削減等のための技術に関する知見及びこの法律の規定により報告された温室効果ガスの排出量に関する情報その他の情報を活用し、地方公共団体と連携を図りつつ、温室効果ガスの排出の量の削減等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

2 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その地域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

第二十条（略）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2（略）

3 都道府県及び指定都市等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。）は、地方公共団体実行計画において、前項各号に掲げる事項のほか、その地域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項
 - 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項
 - 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
 - 四 (略)
 - 五 前各号に規定する施策の実施に関する目標
 - 4 市町村（指定都市等を除く。）は、地方公共団体実行計画において、第二項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。
 - 5 市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
 - 一 地域脱炭素化促進事業の目標
 - 二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）
 - 三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
 - 四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項
 - 五 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項
 - イ 地域の環境の保全のための取組
 - ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組
 - 6 促進区域は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める基準に従い、かつ、都道府県が第三項第一号に掲げる事項として促進区域の設定に関する基準を定めた場合にあっては、当該基準に基づき、定めるものとする。
 - 7 前項に規定する都道府県の基準は、環境省令で定めるところにより、同項の環境省令で定める基準に即して、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定めるものとする。
 - 8 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配慮するものとする。
 - 9 市町村は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の市町村の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。
 - 10 都道府県及び市町村（地方公共団体実行計画において、第三項各号又は第五項各号に掲げる事項を定めようとする市町村に限る。次項において同じ。）は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
 - 11 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。
 - 12 都道府県が地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項（第六項に規定する都道府県の基準を含む。）を定めようとする場合、又は市町村が地方公共団体実行計画において第三項各号若しくは第五項各号に掲げる事項を定めようとする場合において、第二十二條第一項に規定する地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは、当該都道府県又は市町村は、これらの事項について当該地方公共団体実行計画協議会における協議をしなければならない。
 - 13 (略)
 - 14 第九項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。
 - 15 (略)
 - 16 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の量の削減等に関し意見を述べることができる。
 - 17 (略)
- 以下 (略)

2.気候変動適応法（平成30年法律第50号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。）その他の気候の変動（以下「気候変動」という。）に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「気候変動影響」とは、気候変動に起因して、人の健康又は生活環境の悪化、生物の多様性の低下その他の生活、社会、経済又は自然環境において生ずる影響をいう。

2 この法律において「気候変動適応」とは、気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ることをいう。

（国の責務）

第三条 国は、気候変動、気候変動影響及び気候変動適応（以下「気候変動等」という。）に関する科学的知見の充実及びその効率的かつ効果的な活用を図るとともに、気候変動適応に関する施策を総合的に策定し、及び推進するものとする。

2 国は、気候変動適応に関する施策の推進を図るため、並びに地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進並びに事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「事業者等」という。）の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るため、気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、その区域における事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、自らの事業活動を円滑に実施するため、その事業活動の内容に即した気候変動適応に努めるとともに、国及び地方公共団体の気候変動適応に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の努力）

第六条 国民は、気候変動適応の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国及び地方公共団体の気候変動適応に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 気候変動適応計画

（気候変動適応計画の策定）

第七条 政府は、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応に関する計画（以下「気候変動適応計画」という。）を定めなければならない。

2 気候変動適応計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 気候変動適応に関する施策の基本的方向

三 気候変動等に関する科学的知見の充実及びその活用に関する事項

四 気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保に関する事項

五 気候変動適応の推進に関して国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）が果たすべき役割に関する事項

六 地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進に関する事項

七 事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進に関する事項

第三章 気候変動適応の推進

八 気候変動等に関する国際連携の確保及び国際協力の推進に関する事項

九 気候変動適応に関する施策の推進に当たっての関係行政機関相互の連携協力の確保に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、気候変動適応に関する重要事項

3～5（略）

第八条～第十条（略）

第十一条（略）

（地域気候変動適応計画）

第十二条 都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画（その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。）を策定するよう努めるものとする。

（地域気候変動適応センター）

第十三条 都道府県及び市町村は、その区域における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点（次項及び次条第一項において「地域気候変動適応センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

2 地域気候変動適応センターは、研究所との間で、収集した情報並びにこれを整理及び分析した結果の共有を図るものとする。

（気候変動適応広域協議会）

第十四条 地方環境事務所その他国の地方行政機関、都道府県、市町村、地域気候変動適応センター、事業者等その他の気候変動適応に関係を有する者は、広域的な連携による気候変動適応に関し必要な協議を行うため、気候変動適応広域協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、研究所又は調査研究等機関に対して、資料の提供、意見の開陳、これらの説明その他の協力を求めることができる。

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 協議会の庶務は、地方環境事務所において処理する。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（関連する施策との連携）

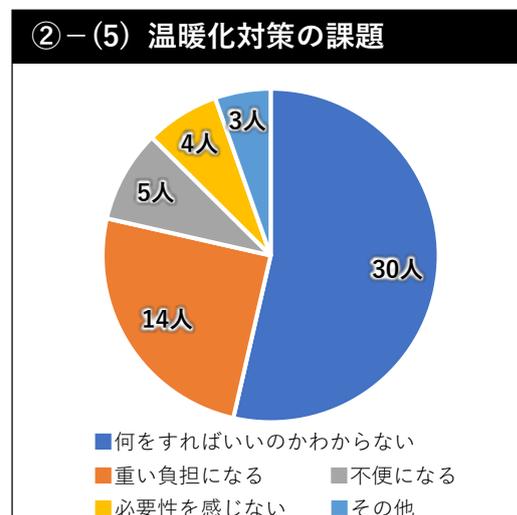
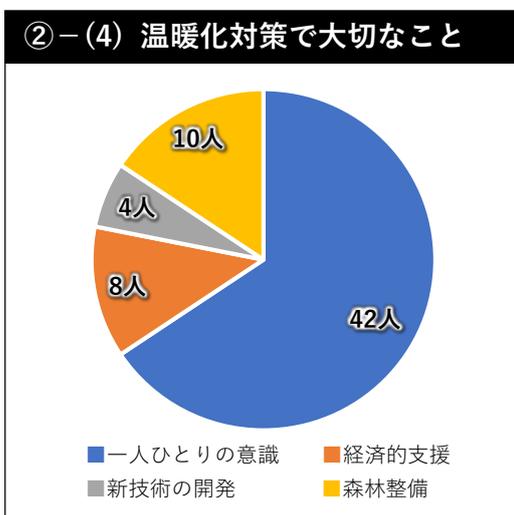
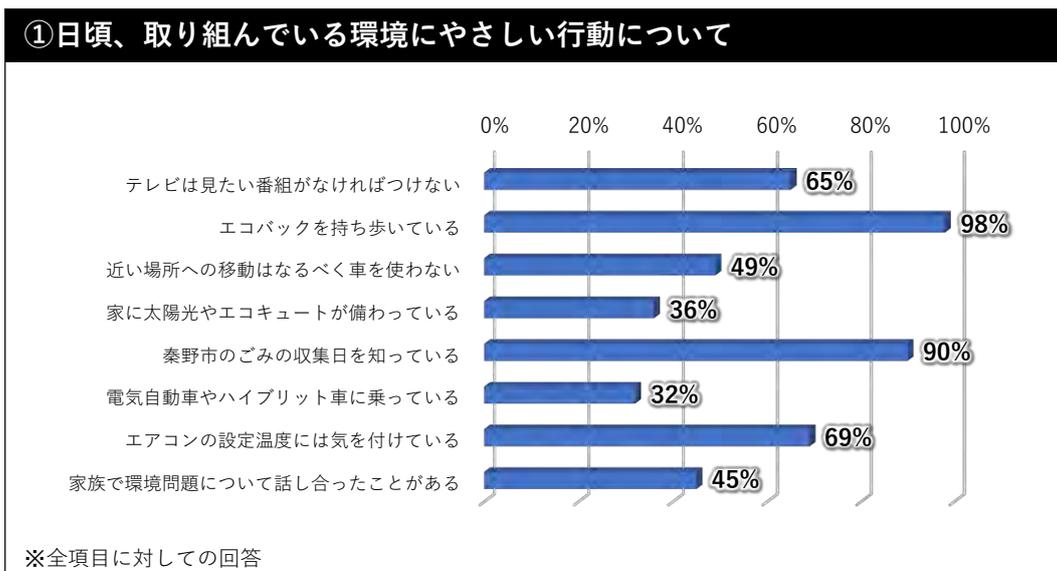
第十五条 国及び地方公共団体は、気候変動適応に関する施策の推進に当たっては、防災に関する施策、農林水産業の振興に関する施策、生物の多様性の保全に関する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めるものとする。

各種意見聴取の結果

1. 環境啓発イベント

調査場所	イオン秦野店イベントブース
調査日時	①秦野市環境月間 : 令和3年(2021年)6月12日(土) ②神奈川再発見フェア: 令和3年(2021年)10月17日(日)
調査項目	①日頃、取り組んでいる環境にやさしい行動について ②地球温暖化対策について (1) 日本のCO ₂ 削減目標【認知度】 (2) 秦野市の取組【認知度】 (3) 自宅における再生可能エネルギー機器の設置状況【取組状況】 (4) 温暖化対策で大切なこと (5) 温暖化対策の課題
実施状況	①100名/②51名

【主な調査結果】



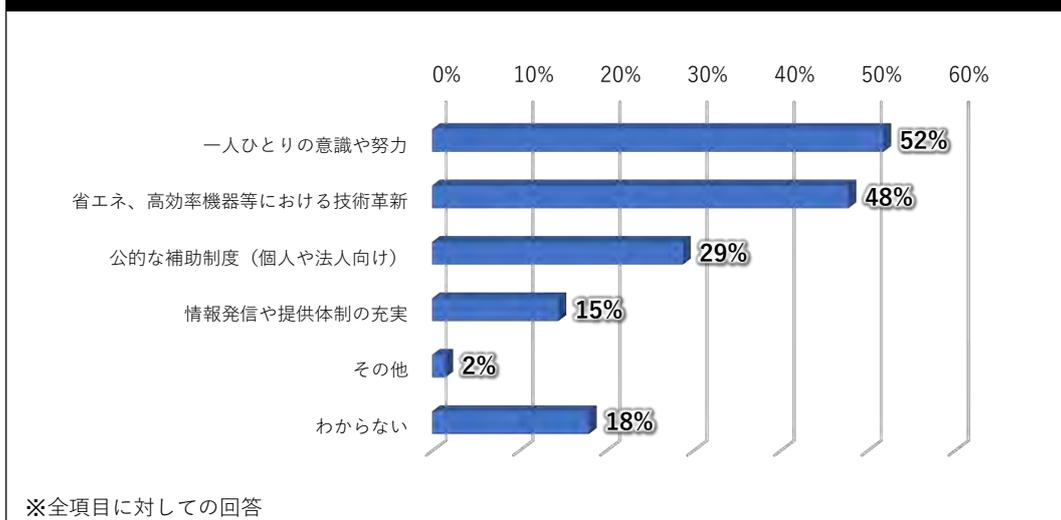
※複数回答可

2.WEBアンケート

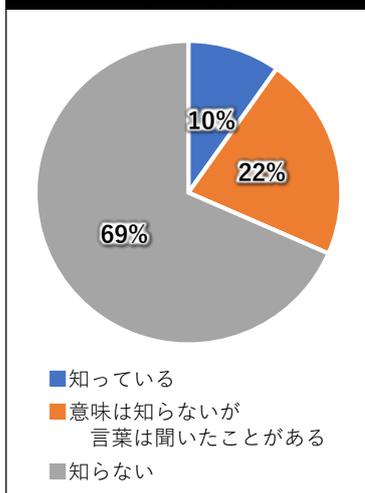
抽出方法	秦野市のネット調査会社の登録者約4,600人
調査期間	①令和3年(2021年)6月23日(水)～29日(火) ②令和3年(2021年)9月22日(水)～28日(火)
調査項目	①地球温暖化対策について ゼロカーボンシティ達成のために必要だと思うもの ②地球温暖化対策について (1) COOL CHOICEの認知度 (2) COOL CHOICEの取組状況
回収状況	各400サンプル

【調査結果】

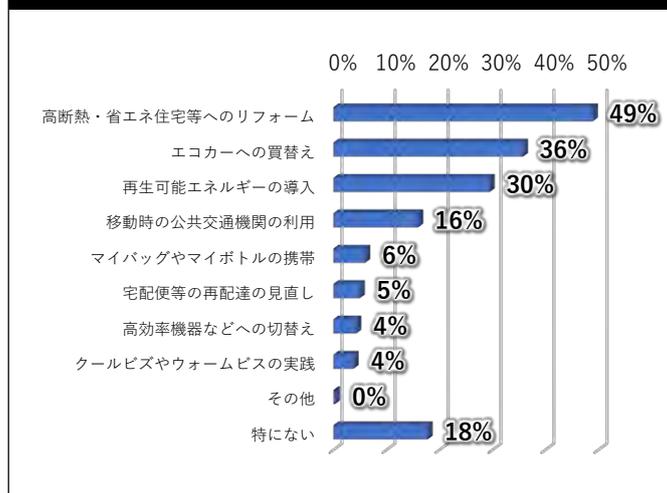
①ゼロカーボンシティ達成のために必要だと思うもの



②- (1) COOL CHOICEの認知度



②- (2) COOL CHOICEの取組状況（取り組むことが困難と感じるもの）



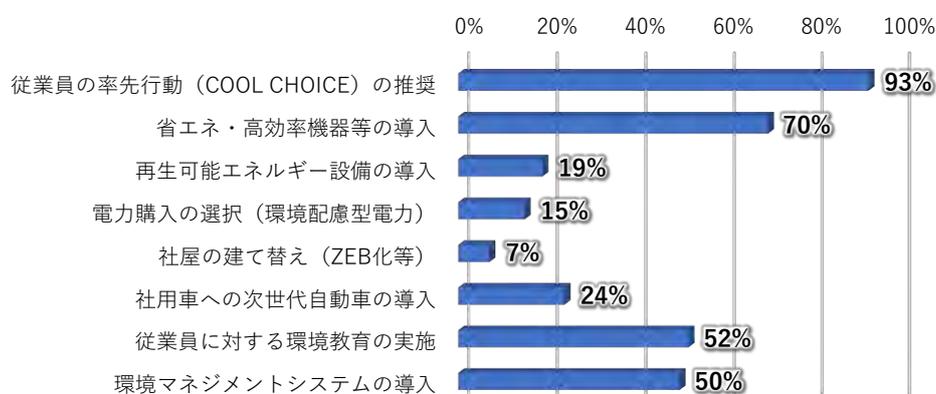
各種意見聴取の結果

3. 郵送アンケート

調査区分	中小規模事業者	大規模事業者
抽出方法	秦野商工会議所に加盟する事業所から抽出した84社	秦野工場協会に加盟する事業所全16社
調査期間	令和3年(2021年)9月13日(月)~10月1日(金)	
調査項目	1. 事業所における地球温暖化対策の取組状況 2. 明確な目標等の設定 3. 取組に対する課題 4. 国の「2050年カーボンニュートラル」宣言による事業活動への影響 5. 国や自治体に要望したい地球温暖化対策	
回収状況	54サンプル (回収率54%)	

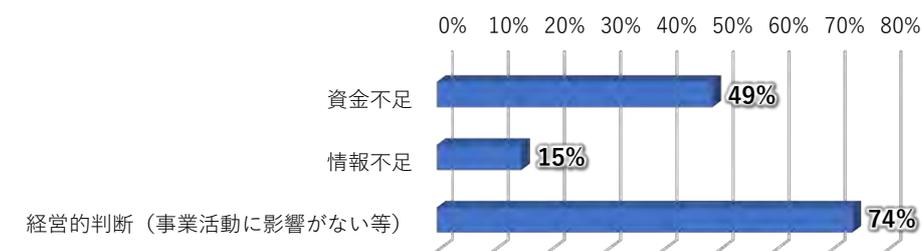
【主な調査結果】

1. 事業所における地球温暖化対策の取組状況



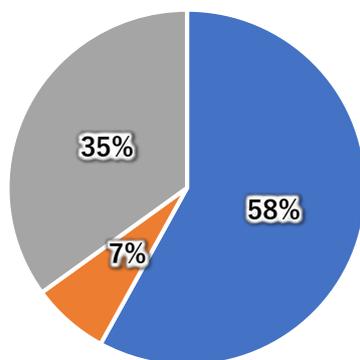
※結果数値は、選択肢「取り組んでいる／今後、取り組みたい (取り組む予定) / 取り組む予定はない」のうち、「**取り組んでいる**」を選択した事業所の割合。【全項目に対しての回答】

3. 取組に対する課題【1のうち、「取り組む予定はない」を選択した4項目の理由】



※再生可能エネルギー設備の導入／電力購入の選択／社屋の建て替え／社用車への次世代自動車の導入の4項目。なお、結果数値は、4項目における**平均値**。【複数回答可】

4. 国の「2050年カーボンニュートラル宣言」による事業活動への影響



■ある ■ない ■わからない

「影響がある」と回答した主な意見

- ・企業の環境経営への取り組みが求められる中、脱炭素を意識した事業活動がより一層求められる
- ・販売先からの要求の高まり
- ・新しいビジネスの創出の一方、コスト高の恐れもある
- ・CO₂排出量＝電力消費量であるため製品製造方法等の改革が必要
- ・自社としても宣言し、生産活動、製品等に反省させていく必要がある
- ・社内でもCO₂削減について目標を課せられている

5. 国や自治体に要望したい地球温暖化対策

主な意見

- ・中小企業は先行投資資金が厳しい、補助金等を充実させてほしい
- ・中小企業に大きな負担が掛からない様に進めて頂きたい
- ・国や自治体が先行してモデル事業を進めてほしい（庁舎のZEB改修の「先行実験施行」を広く公募して行なう等）
- ・法整備／設備投資への補助金・税額控除などのインセンティブ
- ・対策をすることが法律化された際は遵守するが、費用がかかる場合の補助金制度を検討してほしい
- ・中小企業が事業継続できるような方向で温暖化対策を進めてほしい
- ・個人・会社で色々対策を行いたい、お金がかかる事が多くチョイスできない事が多い（次世代カーなどもガソリン車の倍の金額では手ができません）
- ・具体的な取組方法などのセミナーの開催や補助金等の助成
- ・脱炭素社会づくりに貢献する活動の中には民間事業者だけの力で進めるよりは自治体の協力を得た方が効率的に推進できる活動もあるため、そういった活動については、積極的に協力をお願いしたい
- ・地球温暖化対策について目標を達成するための方策について事業者に対して規制強化だけでなく対策を示してほしい（助成等）
- ・省エネ対応の設備更新の際、十分な補助金や減税措置等の申請方法の簡略化
- ・2050年ゼロカーボンシティへの挑戦に向け、是非協力したい、再生可能エネルギー導入を検討しているが民間では情報不足、助成金を利用できる施策への公募や説明会（セミナー）の開催等、参加・協力出来る場を設けていただき展開願いたい
- ・対策実行に当たり、情報提供や補助金等の支援を頂きたい
- ・同業種の対策や施策を参考にしたいので、紹介してくれるサイトなどあれば助かる

➤ 各種意見聴取の結果（P74）

- 計画策定の経過等（P75～81）
については、掲載を省略。

用語解説

1 脱炭素先行地域【P19】

地方自治体や地元企業・金融機関が中心となって、省エネ及び創エネ（再エネの導入）といった脱炭素に向けた取組内容を組み合わせ、**民生部門（家庭及び業務その他）の電力消費に伴うCO₂排出量については実質ゼロ**を実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現するため、**2025年度までにそれらの道筋をつけ、2030年度までに実現させ脱炭素を達成する地域**のこと。

2 EBPM【P20】

「Evidence Based Policy Making」の略称で、証拠に基づく政策立案のこと。

3 ESG投資【P31】

「Environment Social Governance」の略称で、環境・社会・企業統治に配慮している企業を重視・選別して行なう投資のこと。

企業経営のサステナビリティを評価するという概念が普及し、**気候変動などを念頭においた長期的なリスクマネジメントや、企業の新たな収益創出の機会を評価するベンチマークとしてSDGsとともに注目**されている。

4 ポストコロナ・ウィズコロナ【P31】

2019年12月以降、中国湖北省武漢市を中心に発生し、短期間のうちに全世界に広がった「SARS-CoV-2」による新型コロナウイルス感染症を転換期とした、**ウイルスと人類が併存していく社会構造**のこと。

5 FCV【P32】

「Fuel Cell Vehicle」の略称で、燃料電池内で**水素と酸素の化学反応によって発電**した電気エネルギーで走る自動車。こうした環境負荷の少ない自動車は、近年では、次世代自動車※という枠組みで捉えられている。
※PHV：「Plug-in Hybrid Vehicle／**自宅や充電スタンドで充電できるハイブリッド自動車**」

6 地産地消【P34】

国内の地域で生産された農林水産物（食用に限る。）を、その生産された地域内で消費する取組のこと。

食料自給率の向上、流通コストの削減や**輸送距離短縮による環境負荷の軽減**に寄与する。

※旬産旬消や自産自消は、この取組から派生した考え方

7 ソーラーシェアリング【P34】

太陽光を農業生産と発電とで共有する「**営農型太陽光発電事業**」のこと。

作物の販売収入に加え、売電による収入や発電電力の自家利用により、**農業者の収入拡大による農業経営のさらなる規模拡大や6次産業化の推進が期待**されている。

8 BEMS【P36】

「Building and Energy Management System」の略称で、商用ビル向けのエネルギー消費量の削減を図るためのシステム※（機器・設備等の運転管理による「**見える化**」を可能とする）。

※HEMS／FEMS／CEMS：

「**H**ouse(家)～/**F**actory(工場)～/**C**ommunity(地域)～」

9 環境マネジメントシステム【P36】

企業や団体等の組織が環境方針、目的・目標等を設定し、その達成に向けた取組を実施するための組織の計画・体制・プロセス等のこと。

10 サイクルアンドバスライド【P39】

自宅などの出発地点から自転車で最寄りのバス停まで行き、バス停付近の自転車駐車場に駐車し、バスに乗り

換えて目的地に向かうこと。（≒パークアンドライド）

11 秦野市優良事業所等認定制度【P40】

事業系一般廃棄物を排出する市内事業者のうち、適正処理や資源化等に積極的に取り組む事業者を認定する制度のこと。

12 秦野市ごみ減量協力店登録制度【P40】

事業系ごみの減量に取り組むすべての事業者を対象に市全体で事業系ごみの減量意識を高めるため、訪問調査による聞き取りや秦野商工会議所との連携により、**事業者に登録を促していく取組**のこと。

13 J-クレジット制度【P46】

国内排出削減・吸収プロジェクトにより実現された温室効果ガス排出削減・吸収量をオフセット・クレジットとして国が認証する制度のこと。

14 生態系サービス【P50】

人類の日々の生活が食料や水の供給、気候の安定など自然（**生物多様性**）から得られる恵みによって支えられているという考え方。

15 クールシェルター【P51】

熱中症予防のため、公共施設や店舗を対象に指定している**一時的な休憩場所**のこと。

16 はだのふるさと大使【P60】

秦野市にゆかりがあり、様々な分野で活躍、本市に関する情報を発信し、本市の魅力を広くPRすること等の目的に任命された者のこと。

■吉田 栄作 氏〈俳優・歌手／令和元年9月28日就任〉

■苅谷 俊介 氏〈俳優／令和元年11月3日就任〉

■春風亭一左 氏〈落語家／令和2年3月21日就任〉

■山田 和樹 氏〈指揮者／令和2年11月1日就任〉

■合田 雅吏 氏〈俳優／令和2年11月3日就任〉

■加藤 優 氏〈元女子プロ野球選手／令和3年7月23日就任〉

17 VUCA【P62】

「Volatility(変動性) Uncertainty(不確実性) Complexity(複雑性) Ambiguity(曖昧性)」の略称で、**プーカ**と呼ばれる造語。社会やビジネスにとって未来の予測が難しくなる状況を意味している。

18 OODAループ【P62】

「Observe(観察) Orient(状況判断) Decide(意思決定) Act(実行)」の略称で、ウーダループと呼ばれる社会情勢の変化に即応した意思決定によって、施策を進める進行管理手法で、PDCAサイクルを補完する手法として注目されている。

妖精 もりりん・どんぐりん【P41】

■もりりん 〈学名：Moririn / 分類：モリ目リン科カワイイ属ヨウセイ種〉



くずはの広場に棲む森の妖精。秦野の豊かな自然を育み、魅力を多くの人に伝えている。手に持っている葉は「**生命の葉**」と呼ばれ、通常の数千倍の「**超絶光合成**」をしている？！

そのため、この葉を振りかざす究極の舞「**共棲乱舞**」は、本市における地球温暖化対策の最終手段と考えられているとか、いないとか。

■どんぐりん 〈学名：Dongrin / 分類：ドンク目リン科オチャメナ属ヨウセイ種〉

もりりんの相棒で良き相談相手。**一人で歩くことが嫌い**で、ほとんどもりりんの頭や肩に乗って行動しているが、「共棲乱舞」の時だけは先陣を切って露払いをするなど、しっかりと相棒役をこなしている。



Memo

■附則事項

【令和 5 年度(2023年度)】

【令和 6 年度(2024年度)】

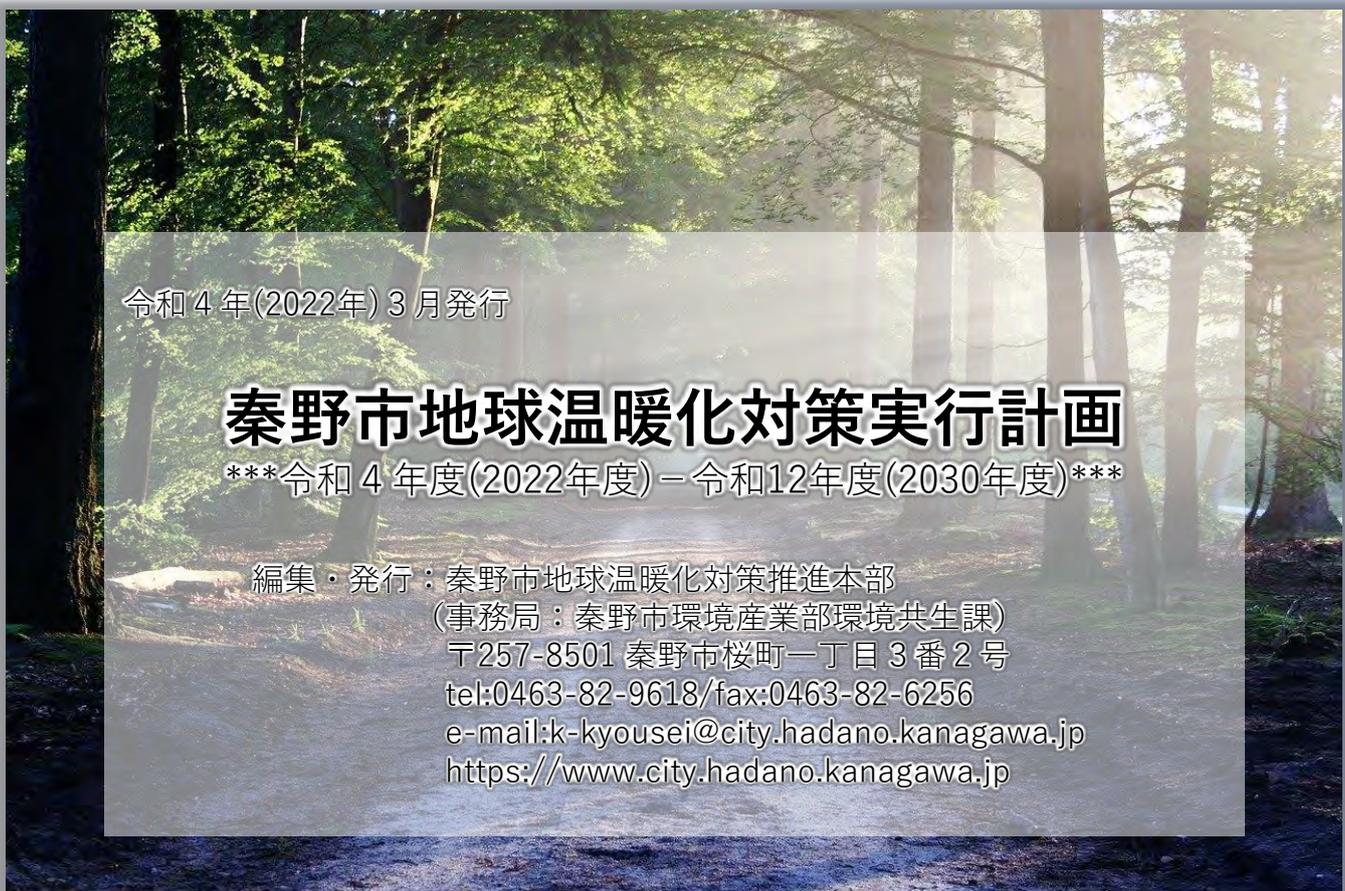
わたしは、

『



』

カーボンニュートラルに
挑戦します！！



令和4年(2022年)3月発行

秦野市地球温暖化対策実行計画

令和4年度(2022年度)－令和12年度(2030年度)

編集・発行：秦野市地球温暖化対策推進本部
(事務局：秦野市環境産業部環境共生課)
〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号
tel:0463-82-9618/fax:0463-82-6256
e-mail:k-kyousei@city.hadano.kanagawa.jp
<https://www.city.hadano.kanagawa.jp>

 秦野市
hadano city

水とみどりに生まれ 誰もが輝く 暮らしよい都市